

令和元年8月28日

第93回 神戸市個人情報保護審議会

電子申請受付システムを利用した  
指定給水装置工事事業者が行う工事申請の  
提出及び工事承認について

(水道局)

神水事配第 687 号  
令和元年 8 月 26 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市水道事業管理者 広瀬 朋義



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

電子申請受付システムを利用した指定給水装置工事事業者が行う  
工事申請の提出及び工事承認について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：水道局事業部配水課

電子申請受付システムを利用した指定給水装置工事事業者が行う  
工事申請の提出及び工事承認について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

【電子申請システムに係る情報項目】

(1) 申請書類提出時チェック票

- ・水道工事事業者
- ・担当者名
- ・工事場所
- ・工事事業者の業者コード、TEL及びFAX
- ・必要書類確認項目（申請）
- ・審査項目（書類名）
- ・下水道確認欄の印
- ・納付通知書の宛先

(2) 申請及びメータ設置状況表

- ・水道工事事業者
- ・申請区分
- ・工事用水使用栓
- ・内部申請業種
- ・メータ設置状況（水栓番号、メータ番号、メータ設置状況）

(3) 工事申込書兼申請書

- ・日付
- ・工事場所
- ・工事種別
- ・工事申込者住所
- ・工事申込者TEL
- ・工事申込者氏名
- ・工事申込者ふりがな
- ・申請者住所
- ・申請者TEL
- ・申請者氏名
- ・代理人氏名
- ・戸数
- ・給水箇所

(4) 委任状

- ・日付
- ・工事申込者住所
- ・工事申込者氏名
- ・工事申込者TEL
- ・工事場所

- ・委任事項
  - ・契約形態
  - ・工事申請者住所
  - ・工事申請者氏名
  - ・工事申請者TEL
- (5) 給水装置工事申請書兼設計書（鑑、継続紙）
- ・工事場所
  - ・申込者住所
  - ・申込者氏名
  - ・申込者ふりがな
  - ・指定給水装置工事事業者名
  - ・指定給水装置工事事業者主任技術者名
  - ・指定給水装置工事事業者電話番号
  - ・指定給水装置工事事業者業者コード
  - ・水栓番号（改造工事の場合）
  - ・廃止番号（廃止がある場合）
  - ・利害関係人
  - ・付近見取図
  - ・工事着手予定日
  - ・工事完成予定日
  - ・工事用水の使用期間（自）
  - ・工事用水の使用期間（至）
  - ・現場付近水圧
  - ・建物内部図面
  - ・主な使用材料
  - ・給水装置の特殊機器等の使用者の誓約
  - ・指導確認（布設後30年以上の給水装置の再利用の場合）
  - ・管理図番号
  - ・下水道確認欄
- (6) 利害関係人承諾書（土地承諾・分岐承諾）
- ・日付
  - ・届出人住所
  - ・届出人氏名
  - ・種別
  - ・承諾者住所
  - ・承諾者氏名
  - ・土地・水栓所在地
  - ・水栓番号
  - ・承諾内容、年月日
- (7) 依頼書（道路占用の諸手続き）



- ・日付
- ・申込者住所
- ・申込者氏名
- ・申込者電話
- ・申請業者名
- ・申請者氏名
- ・工事場所
- ・施工業者住所
- ・施工業者会社名

(8) 工事用水使用契約明細及び水道料金・下水道使用料支払い義務者届

- ・お客様番号 (既設の場合)
- ・水栓番号 (既設の場合)
- ・水栓所在地
- ・建築請負業者住所
- ・建築請負業者氏名
- ・建築請負業者電話番号
- ・指定工事事業者氏名
- ・指定工事事業者電話番号
- ・指定工事事業者コード
- ・契約期間
- ・使用形態
- ・前受水道料金
- ・水道料金・下水道使用料の支払方法
  - ・(工事申込者・建設業者等が義務者の場合) 住所
  - ・(工事申込者・建設業者等が義務者の場合) 氏名
  - ・(工事申込者・建設業者等が義務者の場合) ふりがな
  - ・(工事申込者・建設業者等が義務者の場合) 電話番号
  - ・(工事申込者・建設業者等が義務者の場合) 水道料金等の請求先住所
  - ・(神戸市指定給水装置工事事業者が義務者の場合) 住所
  - ・(神戸市指定給水装置工事事業者が義務者の場合) 氏名
  - ・(神戸市指定給水装置工事事業者が義務者の場合) ふりがな
  - ・(神戸市指定給水装置工事事業者が義務者の場合) 電話番号

(注)

※指定給水装置工事事業者、指定工事事業者、水道工事事業者、水道工事業者、工事申請者は同義

※水栓番号、水番は同義

# 電子申請受付システムを利用した指定給水装置工事事業者が行う 工事申請の提出及び工事承認について

## 1 趣旨

本市において、給水装置工事の設計及び施行の際には、神戸市水道条例第 21 条の規定により、給水装置工事を希望する市民が委託した神戸市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）が水道局の所轄センターで、給水装置工事の審査を受け、承認を得ることとなっている（以下「工事承認」という。）。(市内における給水装置工事については別紙 1 参照)

給水装置工事の工事承認を得るまでに、指定工事事業者は水道局に複数回来庁する必要があり、指定工事事業者の負担になっている。

そのため本市においては、現在、住民票の写し等の交付の申請、所得証明書交付申請等で使用されている「兵庫県電子申請受付システム」（県内 17 市 3 町及び兵庫県で共同運営）を使用することで、当該業務における指定工事事業者の申請にかかる利便性向上と効率化を図る。

## 2 対象事務

指定給水装置工事事業者が行う工事申請の提出及び工事承認の申込受付（オンラインの対象部分については、別紙 2 参照）。

## 3 事務の流れ（別紙 2 参照）

- (1) 指定工事事業者が「兵庫県電子申請受付システム」において、「指定給水装置工事事業者が行う工事申請（以下「工事申請」という。）」の対象要件として確認が必要な情報を入力の上、必要書類を添付し当該システムのサーバに送信する。
- (2) 水道局において、サーバから取扱情報を取得の上、当該情報を基に申請内容の審査を行い決裁されたものについて当該システムのサーバに決裁日を送信（通知）する。
- (3) 指定工事事業者は、水道局から決裁日の通知を受けた後、申請書類一式（原紙）を持参し、手数料等の納入により施工承認となる。

## 4 導入の効果

- (1) インターネット申込受付を行うことで、受け付け窓口の時間に関係なく工事申請ができ、指定工事事業者の利便性が向上する。
- (2) インターネット申込受付による電子申請を行うことで、指定工事事業者の来庁回数が軽減される。
- (3) 電子申請内容の審査を行い決裁後、システムのサーバを通して決裁日を送信（通知）する。サーバに登録している PC や携帯電話等にメールで通知することにより、指定工事事業者がリアルタイムで通知の確認が可能になり、業務の効率化になる。
- (4) 電子申請を行うことで従来の申請受付時の、来庁後の待ち時間の短縮にも繋がる。

## 5 導入スケジュール

- 2019 年 9 月から：システム利用申請、調整等
- 2019 年 10 月から：ホームページで電子申請試運用案内
- 2020 年 01 月から：水道局の 1 ヶ所のセンターで試運用
- 2020 年 04 月から：水道局の全センターで試運用
- 2021 年 04 月から：本格実施予定

## 6 兵庫県電子申請受付システムの推測件数

2020年1月～3月まで	50件
2020年4月～2021年3月まで	1000件
2021年4月～	2000件

## 7 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「水道局電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

### (1) システム上の保護

ア 職員側のパソコンは、「PC 統合管理システム」により管理されており、職員証を読み込ませた上でパスワードを入力しなければ、パソコンが起動しない。また、外部記録媒体へのデータ複製や不要なソフトウェアのインストール等を制限している。

イ 指定工事事業者のパソコンと、工事申請データを受け取る兵庫県が委託している委託業者が管理するサーバ（以下、「委託業者サーバ」という。）との間は、TLS1.2 による暗号化通信を行い、通信途中での漏洩及び改ざんを防止する措置を施す。

ウ 兵庫県電子申請受付システムは、共同運営システムとして構築されており、他団体とも委託業者サーバ機器等を共有するが、IP アクセス制限により他団体からのアクセスを自動的に判断し、制止する。

エ 委託業者サーバと地方公共団体間のネットワークは、地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークである「総合行政ネットワーク (LGWAN)」により、セキュリティを確保している。

オ 外部からの不正アクセスを阻止するファイアウォール（外部侵入防止装置）については、電子申請受付システムのイメージ図のとおり設けるとともに、コンピュータウィルス対策ソフトの導入等によりウィルス感染による情報漏えい等を防ぐ措置を講じる。

カ 工事申請データの受付時に到達番号及び問合せ番号（ID 及びパスワードに相当）を指定工事事業者に発行し、工事申請データが申請した指定工事事業者以外の者がアクセスすることができないようにする。

キ 職員による操作については、ID 及びパスワードにより適切に権限設定を行い、水道局センターの審査関係業務職員以外は、申請・届出データにアクセスすることができないようにする。

### (2) 運用上の保護

ア 出力した個人情報を含む文書は、施錠された書庫に保管するとともに、施工承認が終了した段階で、速やかに適正な方法で処分する。

イ パスワードを定期的に変更するとともに、サーバへの操作状況（アクセス状況等）を常時監視・記録する。

ウ 必要なデータは定期的に全庁ファイルサーバ内の個人情報管理用フォルダに保管するとともに、保存年限を経過したデータは、速やかに消去し、データ記録媒体は記録内容を復元できない状態にして廃棄する。

エ 委託業者サーバは専用センターに設置して施錠管理し、ID カードや生体認証による入退室管理やカメラによる 24 時間監視によりセキュリティを確保する。

オ 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。

## 市内における給水装置工事について

### 1. 給水装置工事

給水装置工事を行うときは、水道法（以下「法」という。）、水道法施行令（以下「政令」という。）、神戸市水道条例（以下「条例」という。）、神戸市水道条例施行規程（以下「施行規程」という。）、並びに給水装置の構造及び材質に関する規程（以下「装置規程」という。）等に基づき、給水装置の設計と施行を神戸市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）が行わなければならない。そして、条例第 21 条により給水装置の工事をしようとする者は、水道事業管理者の承認（以下「工事承認」という。）を得なければならない。

（工事承認物件）

市内 5 事業所での工事承認 2018（H30）年度実績

東部センター	1,193 件
中部センター	884 件
北センター	1,510 件
西部センター	1,124 件
垂水センター	2,282 件
合計	6,993 件

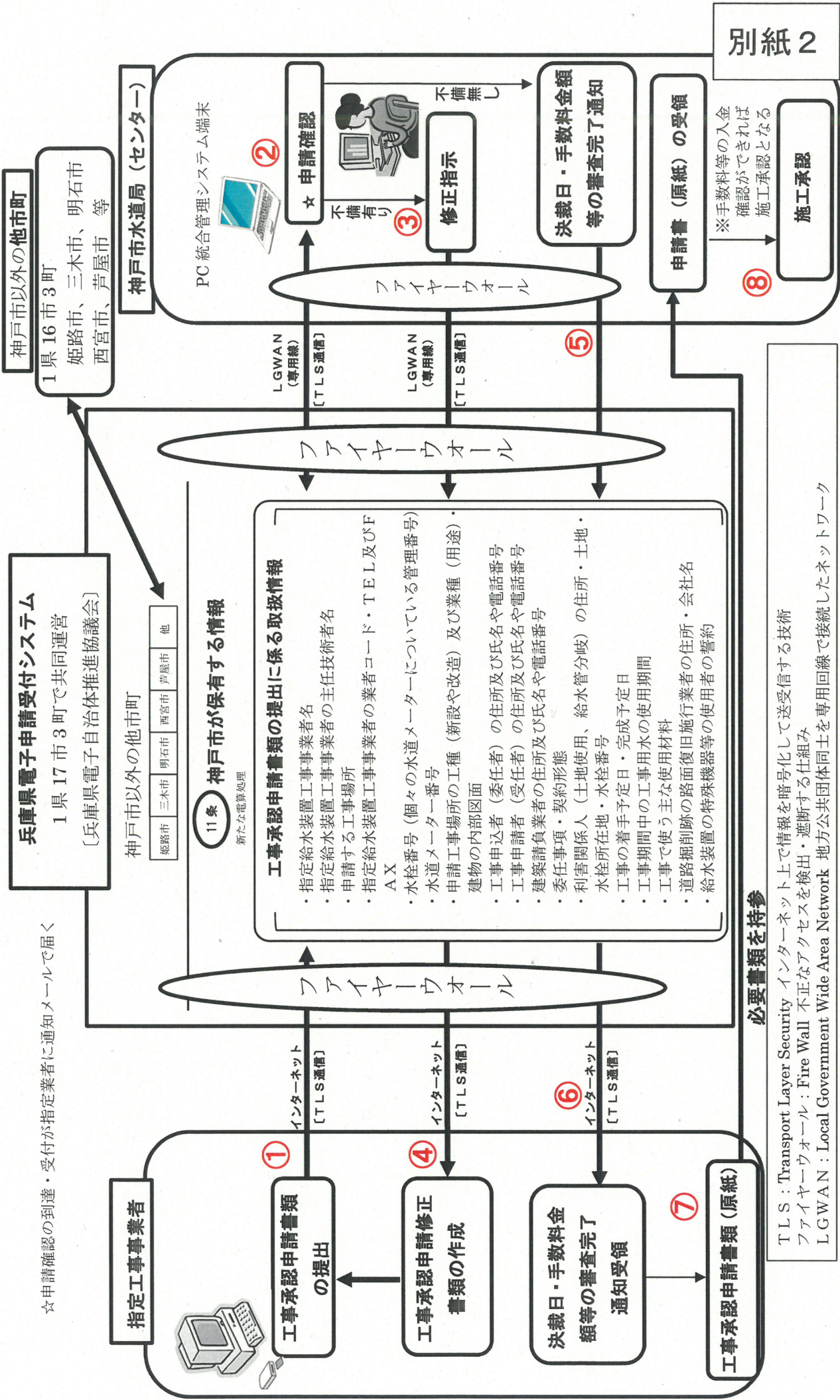
### 2. 対象地域

市内全域と一部近隣の神戸市水道局が供給する水道水を受ける給水装置工事

### 3. 今後のスケジュール

各センターの受付窓口は以前からあったが、電子申請の受付を 2020（R2）年 1 月より試行開始予定







# 申請書類提出時チェック票

※申請者は太線枠内を記入すること

(申請日)
(受付番号)
必要な諸費用の納入を持って 正式な受付となります

水道工事業業者	業者コード ( )
担当者名 (携帯: )	TEL ( - - )
工事場所 区	FAX ( - - )

必要書類確認項目

修正事項なし

申請	受付	審査項目		修正指示事項
		書類名(ゴシック体)	審査項目(明朝体)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	工事申込書兼申請書		<input type="checkbox"/> 修正事項あり
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	記載事項の確認(工事申込者及び申請者の 住所・氏名・印)		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他( )		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委任状		<input type="checkbox"/> 修正事項あり
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	記載事項の確認(工事申込者 各記入欄への記入や印)		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	契約形態のチェック		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他( )		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	給水装置工事申請書兼設計書(施行基準 3.6 設計図書を作成を参照のこと)		<input type="checkbox"/> 修正事項あり
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	記載事項の確認(鑑、工事期間など)		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	下水道確認欄の印 <input type="checkbox"/> 未接続メータあり(図面記載)		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	納付通知書の宛先を○で囲む 審査検査手数料 (申込者・指定工事業業者) <input type="checkbox"/> 銀行振込希望 分担金 (申込者・指定工事業業者) <input type="checkbox"/> 銀行振込希望 前受工事費 (申込者・指定工事業業者) <input type="checkbox"/> 銀行振込希望 前受水道料金 (義務者届に記載の名義人) <input type="checkbox"/> 銀行振込希望		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	各種図面があるか(各階平面図、系統図、詳細平面図、配水管等から敷地内までの分岐関連図、撤去図、立面図、メータまわり詳細図、受水槽詳細図)		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	水量計算書・アイソメ図 (必要な場合)		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	水栓番号表(複数戸の水栓番号がある場合、業種や下水未接続状況)		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	誓約があるか(分担金の差額相殺、φ25以上のメータの料金など)		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	申込者等の記名・押印があるか(特定機器、30年以上の給水装置)		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他( )		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	申請及びメータ設置状況表		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	工事用水使用契約明細及び水道料金下水道使用料支払義務者届 (口下水接続口下水未接続)		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	利害関係人承諾書(分岐承諾書・土地承諾書)		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	依頼書(道路掘削跡の復旧占用について諸手続きの依頼)		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	給水装置等維持管理に関する請書(3~6階建て)		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	直結給水装置等維持管理に関する請書(増圧方式)		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3~6階建て直結給水協議書兼確認書(協議済1部・同時申請の場合2部)		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	直結増圧給水装置協議書兼確認書(協議済1部)		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	直結改造する際の提出書類(誓約書・水質試験成績証明書・更生工事履歴確認書・直結給水への切替え誓約書)		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	給水装置工事助成金交付申請書兼決定書		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	B型メータ装置設置願		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	受水タンク工事届・受水槽水道設置・変更届		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	受水タンク(受水槽水道)廃止届		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	受水タンク以下装置の構造申請書兼確認書(確認済のもの)		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	各戸別徴収申請書(請書・受水タンク以下各戸別徴収申請書・メータ貸与申請書)		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	大口径給水装置の分岐確認書(協議済のもの)		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他( )		

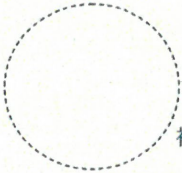






工 事 申 込 書 兼 申 請 書

年 月 日



神戸市水道事業管理者 様

下記の条件を承認のうえ次のとおり申込みます。

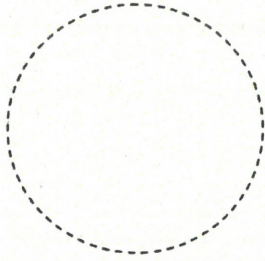
受付No.		
設計・設計審査	件	円
完成検査		
計		
備 考		

工事場所		工事種別 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 撤去		設計・設計審査	件	円
工事 申 込 者	住 所	戸数	給水箇所	完成検査		
	TEL	戸	ヶ所	計		
申 請 者	氏 名(ふりがな)	印		備 考		
	住 所	TEL				
	氏 名(代理人)	印				

給水装置工事の施工条件

- |   |  |
|---|--|
| <p>1 給水装置に関する工事(以下「工事」と略称します)は、神戸市水道局(以下「局」と略称します)又は局の指定工事業者が施行いたします。</p> <p>2 工事申込者が工事に使用する材料は、すべて水道法施行令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しているものとします。また、局が工事の施工方法・使用材料等を指定した箇所についてはそれにしたがつてください。</p> <p>3 局が施工する工事に要する費用は、局の指定する日までにお納めください。もし、期日までに納金がない場合は、工事申込者が申込を取消したものとして処理いたします。</p> <p>4 局が施工する工事の費用は概算ですから、工事完了後精算し、過不足が生じた場合は、追徴又は還付を行います。なお、追徴金が生じた場合に追徴金を納付しないときは、給水装置の所有権は、納付するまで局に留保し、給水を停止いたします。</p> <p>5 局が施工する工事は、工事申込者からの費用の納入が確認できたのちに施行いたします。</p> <p>6 工事をする場所及び給水管が、他人の所有であるときは、地主及び給水管所有者など利害関係人の承諾書を提出してください。このことに関して、後日紛争が生じても工事申込者が責任を持って解決することとし、局は、責任を負いません。</p> <p>7 水道メータは、完成検査合格後に局が無料で貸与します。また、メータの据付位置は、局が指定します。なお、メータの検針が不可能になるような家屋の改造等を行うときは、水道の使用者の費用で、メータ位置変更を行わなければなりません。</p> | <p>8 工事によって生じる不用な給水装置(不用管等)は、工事申込者の責任と負担において、局の指示する箇所を撤去してください。</p> <p>9 工事の都合により、給水管が床下又は階上を通るときは、局は、その箇所の破損などについて責任を負いません。</p> <p>10 既設給水管からの分岐又は高地(配水管と比べて著しく高いところ)に対する工事は後日出水不良を生じても、局は責任を負いません。</p> <p>11 工事完了後は、水が汚染されることのないよう給水装置を管理し、給水装置に異常があれば直ちに必要な処置をしてください。ただし、道路部分の給水装置については、局は、管理の委託を受けることができます。なお、その維持及び改良に要する費用は、使用者等の負担とします。</p> <p>12 上記のほか、詳細については、神戸市水道条例、同施行規程、その他関係規定によることとします。</p> |
|---|--|





年 月 日

# 委 任 状

工事申込者（委任者）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

電話番号 \_\_\_\_\_

工事場所 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_

私は、上記場所における工事について下記のとおり委任します。

1. 委任事項

(1) 給水装置工事の申込等給水に至るまでの諸手続き

(2) 工事施工

(3) 工事費その他費用の納付又は精算に関する手続き

2. 契約形態  一括請負契約  
(還付・追徴の伴わない契約)

別途契約  
(還付・追徴の伴う契約)

3. その他

\_\_\_\_\_

工事申請者（受任者）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

電話番号 \_\_\_\_\_









利害関係人承諾書

届 出 人	次のとおりお届けします		種 別
	住所		<input type="checkbox"/> 土地承諾
	氏名	印	<input type="checkbox"/> 分岐承諾
承 諾 者	住所	氏名	
	土地・水栓所在地	水栓番号	
届出人が、給水工事のために、私所有の上記の			
<input type="checkbox"/> 土地を使用することを承諾します。			<input type="checkbox"/> 印
<input type="checkbox"/> 給水管から分岐することを承諾します。			<input type="checkbox"/> 印
年 月 日			

神戸市  
水道事業管理者様

保 永

きりとり

利害関係人承諾書

届 出 人	次のとおりお届けします		種 別
	住所		<input type="checkbox"/> 土地承諾
	氏名	印	<input type="checkbox"/> 分岐承諾
承 諾 者	住所	氏名	
	土地・水栓所在地	水栓番号	
届出人が、給水工事のために、私所有の上記の			
<input type="checkbox"/> 土地を使用することを承諾します。			<input type="checkbox"/> 印
<input type="checkbox"/> 給水管から分岐することを承諾します。			<input type="checkbox"/> 印
年 月 日			

神戸市  
水道事業管理者様

保 永



年 月 日

神戸市水道事業管理者 様

申込者 住所  
氏名 ⑩  
電話  
申請者 業者名  
氏名 ⑩

## 依 頼 書

給水装置工事（道路法第32条第1項の規定に基づく占用工事）に伴う道路掘削跡の路面復旧工事に関して、下記のとおり施行しますので、道路占用の諸手続きに関することを神戸市水道事業管理者に依頼します。

### 記

1. 工事場所 :  
施工業者 : (住所)  
(会社名) ⑩
2. 道路掘削跡路面復旧工事にかかる費用は全額申込者の費用負担で施工します。
3. 施工にあたっては、関係法令、神戸市道路占用規則及びその他道路管理者の定める基準並びに許可条件を遵守するとともに、道路管理者及び水道局からの指示に従います。
4. 掘削工事終了後、概ね 30 日以内に、許可条件に則って道路管理者と立会いするなど、舗装復旧範囲及びその構造等の指示を仰ぎます。
5. 掘削工事終了後、概ね 60 日以内に道路管理者からの指示に従い、掘削跡の舗装復旧工事を施工するとともに、道路管理者の完成検査に必要な施工管理に関する写真等の書類を提出します。
6. 前項 4. 及び 5. の期間が遅れる場合は、水道局に理由等を説明し、承認を得ます。
7. 掘削工事着工から道路管理者による完成検査合格までの間、道路掘削跡の維持管理を行うとともに、これにかかる一切の事故の責任を負います。

以上



**工事用水使用契約明細及び 水道料金 下水道使用料 支払義務者届**

受付年月日

所	お 客 様 番 号

水 栓 番 号

水栓所在地	区 町(通) 丁目 番地		
建築請負業者	住所		
	氏名	TEL	
指定工事事業者	氏名		
業者 コード			TEL
契約期間	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 短期 <input type="checkbox"/> 長期	
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 下水接 <input type="checkbox"/> 下水未	
使用形態	事務所 有・無		
前受水道料金	円		
水道料金・下水道 使用料の支払方法	短期は、一括精算 長期は、2ヵ月毎の請求と精算 □口座振替とする。		

— 局 記 入 欄 —

給水受付番号

特記事項

<input type="checkbox"/> 工完入力済
--------------------------------

式別	口径	メーター番号	開	開栓(据付)日	年 月 日	指示数
			閉	閉栓(撤去)日	年 月 日	指示数
			精	精 算 年 月 日	年 月 日	
記事			算	精 算 番 号		

**誓 約 書**

神戸市水道事業管理者 様

当該水栓の工事用水等の使用にさいし、下記のことを遵守いたします。

1. 水道料金・下水道使用料の支払いについては、届出の方法どおりといたします。
2. メーターの保管は、貴局の指示どおりとし、常時検針が支障なくできる状態にいたします。
3. 契約期間を厳守いたします。

[注記：契約期間が過ぎて完成届のない場合、水道の使用者からの連絡によって名義・用途等の変更をすることがあります。]

上記のことに違反した場合、停水されても異議ないことを念のため、誓約書をもって確約いたします。

年 月 日

水道料金・下水道使用料の支払及びメーター保管義務者（前受水道料金支払者）

工事申込者・建設業者等が義務者の場合	
住所	〒
フリガナ 氏名	印
電話	( )
水道料金等の請求先住所	

神戸市指定給水装置工事事業者が義務者の場合	
住所	〒
フリガナ 氏名	印
電話	( )

\* 義務者と口座名義人は同一人とする。